

マレーシアの2012年調停法 —調停の活性化に向けて—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 坂野 一生

【目次】

はじめに

I マレーシアの調停制度の概観

- 1 司法による調停
- 2 行政機関による調停
- 3 民間組織・業界団体による調停

II 調停法の概要

- 1 適用範囲及び訴訟等との関係
- 2 調停手続
- 3 和解合意
- 4 守秘義務及び秘匿特権

おわりに

はじめに

2012年調停法は、正式名称を「紛争当事者による公正、迅速かつ費用対効果の高い紛争解決の促進のために調停手続等を定めることにより、裁判外紛争解決手続の一つとしての調停を推進し、奨励する法律」（以下「調停法」といい、文字どおり裁判外紛争解決手続（ADR）の一環としての調停の利用を促進する目的で制定されたものである。同法は、法律第749号として、2012年6月22日に官報により公布、同年8月1日に施行された。マレーシアにおいては、マレーシア弁護士会がマレーシア調停センター（Malaysian Mediation Centre）を設立して、弁護士による調停を行っているほか、労働、銀行、保険、不動産売買等の各セクターが、そ

れぞれ調停により紛争を解決するためのメカニズムを有している。調停法は、このように多岐にわたる調停に関する通則を定めるもので、政府機関である法律扶助局による調停などを除き、広く調停一般に適用される。同法は、全7章20か条というコンパクトな構成であり、従前から行われている手続の共通部分を法律で追認するとともに、手続の非公開を明確にした等の意義を持つものである。

I マレーシアの調停制度の概観

マレーシアにおいては、調停法の制定以前から、紛争解決の手段の一つとして調停が行われてきた。調停のサービスを制度として提供する主体は多岐にわたっているが、大きく司法、行政及び民間の三つに分類できる。以下、それぞれについて概観する。

1 司法による調停

マレーシアは連邦制を採る。連邦の裁判所（以下「通常裁判所」）は、上位裁判所（連邦裁判所、控訴院、高等法院）と下位裁判所（セッションズ裁判所、治安判事裁判所など⁽¹⁾）に大きく分けられ、後者の管轄権には訴額などによる制限が課されている。また、これと併存して、原則として州が設置するシャリーア裁判所（Syariah Court、イスラーム法裁判所）と先住民裁判所（サバ州及びサラワク州のみ）がある。シャリーア裁判所には、連邦憲法第9附則

(1) セッションズ裁判所及び治安判事裁判所は、いずれも第一審裁判所であり、刑事事件は法定刑の軽重により、民事事件は原則として訴額により、それぞれの管轄が定められる。例外として、法定刑に死刑のある罪に関する刑事事件、訴額が100万リンギットを超える民事事件は、高等法院が第一審裁判所となる。

第2表が州の立法権限として認める事項について、各州の立法、すなわちイスラーム法施行法、イスラーム家族法、イスラーム民事訴訟法、イスラーム刑法、イスラーム刑事訴訟法などにより管轄権が付与される（連邦直轄領では連邦議会の立法による）。州ごとに多少のばらつきはあるものの、シャリーア裁判所は、原則としてすべての当事者がムスリムである家事事件、イスラーム教関連の行為に関する事件、イスラーム法上の犯罪等を管轄している。先住民裁判所の管轄は、連邦憲法第9附則第2表及び第2A表がサバ・サラワク両州の立法権限として認める事項について、それぞれの州の先住民裁判所法が定める。サバ州とサラワク州で違いはあるが、一般的には、当事者間に共通の先住民法又は慣習が適用される事件が先住民裁判所の管轄である。

一般的に司法による調停には、日本の民事調停のように手続を制度化した上で裁判所が調停を行うもの、訴え提起後に訴訟手続とは別に調停を行うもの（日本の付調停など）及び広義の調停として通常民事の紛争解決手続における裁判上の和解が含まれる⁽²⁾。裁判所外での調停と裁判上の和解を組み合わせて制度化しているシンガポール⁽³⁾とは異なり、マレーシアにおいては、民事事件一般について通常裁判所における

調停を可能にし、又は義務付ける法律の規定は存在しない。しかし、民事紛争を迅速に解決でき、当事者の負担も軽い調停の重要性は高く、既存の法令の解釈によって裁判官の裁量で調停を行ってきた⁽⁴⁾。2010年8月には、連邦裁判所が実施細則を定め、裁判官に対し、事実審理前の段階において又は訴訟がいかなる段階にあるかを問わず、当事者に和解を勧誘することを奨励している⁽⁵⁾。さらに、裁判所による調停をより促進するために、2011年8月にはパイロットプロジェクトとしてクアラルンプール裁判所調停センターが設置され、その後、東マレーシア最大の都市であるサバ州都コタキナバル、同じく東マレーシア・サラワク州都のクチン、マレーシア第2の都市でマレー半島最南端に位置するジョホールバル、首都から北に約200キロメートル離れたイポーなどの主要都市にも同様のセンターが設置された。一方、通常裁判所の管轄下にある離婚事件については、和解前置主義が採用されており、訴え提起前の和解の試み及び訴え提起後の裁判官による和解勧誘がなされている⁽⁶⁾。2011年の統計によれば、連邦の裁判所全体で6,600件あまりの事件において調停が試みられ、そのうちの約半数が和解に至っている⁽⁷⁾。裁判所の抱える未決事件の件数を減少させるという効果も見られた。このような結果を受けて、

(2) 国によって制度は異なるが、一般に司法による調停の場合には、調停調書、和解調書、同意判決などが執行力を持つという点で、それ以外の調停とは性質を異にする。

(3) シンガポールの調停制度については、山田美和「シンガポールの調停制度 - Singapore Courts Mediation Model を中心に -」小林昌之・今泉信也編『アジア諸国の紛争処理制度』アジア経済研究所、2003、pp.41-67 参照。

(4) Nurah Sabahiah Mohamed, "Court Annexed Mediation," *Mediation in Malaysia: The Law and Practice*, Petaling Jaya: LexisNexis, 2010, p.430. 例えば、1980年高等法院規則第34条（後の2012年裁判所規則第34条）に規定する事実審理前事件処理手続（プリトリアルケースマネジメント）の段階において、「公正、迅速かつ経済的な処理を担保するために」必要と認めた場合に、裁判官が和解を勧誘することが実務となっている。

(5) Practice Direction No. 5 of 2010 (Practice Direction on Mediation).

(6) Section 55 and Section 106, Law Reform (Marriage and Divorce) Act 1976.

(7) 2012司法年度開始にあたっての連邦裁判所長官の演説より。"Speech by YAA Tan Sri Arifin Bin Zakaria Chief Justice of Malaysia At the Opening of the Legal Year 2012 14 January 2012 Putrajaya International Convention Centre (PICC)," Federal Court of Malaysia Official Website. (<http://www.kehakiman.gov.my/sites/default/files/document3/Penerbitan%20Kehakiman/KetuaHakim.pdf>) 以下、インターネット情報は2013年5月31日現在である。

裁判所による調停をより制度化するための立法の必要性が検討されている。

シャリーア裁判所が管轄する事件においては、イスラーム法におけるスール(sulh)の手続が行われる。スールとは、イスラーム法における概念で、「和解」又は「紛争を終了させる契約」をいう。首都クアラルンプールを取り囲むスランゴール州の例では、2003年シャリーア民事訴訟法第99条が訴訟手続におけるスールを奨励し、2003年イスラーム家族法が離婚事件におけるスールの手続を、2001年シャリーア民事訴訟(スール)規則がそれ以外の事件におけるスールの手続を定める。

2 行政機関による調停

1952年労働者補償法⁽⁸⁾は、調停の語を用いてはいないものの、人的資源省労働局が労働災害の補償をめぐる紛争を調査し、労働者と事業主の間に入って合意を斡旋(あっせん)する権限を認めている(第27条)。1959年労働組合法は、労働組合と組合員との間の紛争や組合内の紛争について、人的資源省労働組合局への当事者による調停の付託が可能である旨を定める(第44条)。1976年労使関係法は、人的資源省労使関係局における和解勧試について定める(解雇を伴わない労使紛争について第18条、解雇を伴うものについて第20条)。また、同法によって設立された労働審判所(Industrial Court)⁽⁹⁾においても、審判手続中に当事者間の和解(第31条)を成立させるため、任意的に調停が行われている⁽¹⁰⁾。

同様の行政審判所としては、1966年住宅供給開発(規制及び認可)法に基づいて設立された住宅購入者不服審判所(Tribunal for Homebuyer Claims)及び1999年消費者保護法に基づいて設立された消費者苦情審判所(Tribunal for Consumer Claims)が存在する。住宅購入者不服審判所における手続においては、2002年住宅供給開発(住宅購入者不服審判所)規則第18条が審判手続における和解について定めるが、和解を勧めることができることを定めるのみで、具体的な手続についての規定はない。1999年消費者保護法第107条は、消費者苦情審判所が審判の前に当事者の和解を促すことを定めるが、具体的な和解の手続は個々の審判官の裁量に任されている(同法第118条)。

訴訟手続中に、裁判所が行政機関等を調停機関として指定することがあり、例えば、シャリーア裁判所管轄の離婚事件においては、州の宗教局の職員を長とした調停委員会が構成され、事件が付託される。また、通常裁判所が管轄する非ムスリムの離婚事件においても、訴え提起前の必要的調停について、選択肢の一つとして行政による調停が可能である⁽¹¹⁾。

首相府の下に置かれている法律扶助局も調停サービスを提供している。法律扶助局は、1970年に設立された機関で、1971年法律扶助法に基づき、経済的理由から法律サービスを十分に受けられない者を対象に刑事及び民事事件における援助を行っているが、2005年の法改正に

(8) 同法は、マラヤ連邦の法律である。マラヤ連邦は、1948年に結成され、1957年にイギリスから独立した。連邦国家マレーシアは、このマラヤ連邦に、イギリス自治領シンガポールとイギリス領北ボルネオ(後のサバ)・サラワクが参加して、1963年に成立したものである(シンガポールは、1965年に分離独立)。したがって、マラヤ連邦時代に制定された法律は、サバ・サラワク両州を除いては、1963年以降も効力を有し、サバ・サラワク州についても、連邦法の改正や州法により適用関係の調整がなされている。

(9) 労働審判所については、「産業裁判所」、「産業審判所」、「労使審判所」等の訳語があり、定訳がないようであるが、紛争の内容と紛争解決の形態を考慮して「労働審判所」とした。

(10) 労働審判所における調停の例については、Ashgar Ali Ali Mohamed and Dato' Tan Yeak Hui, "Conciliation and mediation of Labour Disputes in Malaysia: With Reference to Unfair Dismissal Claims," *Mediation in Malaysia: The Law and Practice*, Petaling Jaya: LexisNexis, 2010, pp.241-245 参照。

(11) *op.cit.*(6)

より、調停サービスも提供するようになった。法律扶助局による調停の手続については同法が定める（したがって後述のように調停法の適用を受けない）。法律扶助局による調停サービスには、通常民事事件についての調停及びシャリーア調停があり、2012年の統計によれば、両者を合わせた件数は、年間約4,700件である⁽¹²⁾。

3 民間組織・業界団体による調停

専門家による調停としては、マレーシア弁護士会の下で1999年に設立されたマレーシア調停センター（Malaysian Mediation Centre）及びアジア・アフリカ法律諮問委員会（Asian-African Legal Consultative Committee）⁽¹³⁾により1978年に設立されたクアラルンプール仲裁地域センター（Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration）によるものがある。前者は一定の経験を積んだ弁護士による調停サービスを、後者は独自の選考基準で登録された調停人による調停サービスを提供している。それぞれのホームページ上で公表している調停人の2013年4月現在の登録数は、前者がマレーシア全土で292人（うち116人がクアラルンプール）、後者が96人である。両者とも独自の内部規則で調停の手続を定めており、後者の手続は、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）国際商事調停モデル法を踏襲したものとなっている。マレーシア調停センターについて具体的なデータはないが、クアラルンプール仲裁地域センターは2011年の統計では

2件の調停事件を受理しているのみにとどまっている⁽¹⁴⁾。また、英国系の仲裁人の職能集団であるマレーシア仲裁人協会（MIArb）や英国仲裁人協会（CIArb）マレーシア支部等も調停サービスを行っている。

銀行・保険業者とその顧客との間の紛争については、2004年にマレーシア国立銀行の提唱で業界団体が設立した金融調停局（Financial Mediation Bureau）の調停を利用することができる。金融調停局は、1996年設立の銀行調停局（Banking Mediation Bureau）及び1991年設立の保険調停局（Insurance Mediation Bureau）を統合した独立の機関で、局という名称が用いられているものの会社組織を採っている。なお、前身の一つである保険調停局は、マレーシア損害保険協会の下で設立されたもので、業界団体によるものとしてはマレーシア初の常設の調停機関であった。金融調停局は、通常の銀行・保険関連の紛争のほか、イスラーム金融及びイスラーム保険（takaful）に関する紛争の調停を行っており、2011年の統計では、1年に約2,200件の調停申請を新規に受理している⁽¹⁵⁾。

類似の機関としては、証券業紛争解決センター（Securities Industry Dispute Resolution Centre）がある。2010年に設立された比較的新しい機関で、本格的に活動を始めた2011年には21件、2012年は114件の調停申請を受理しているが、和解が成立した例はまだ数件にと

(12) Annual Report of the Legal Affairs Division, Legal Aid Department and Malaysia Department of Insolvency for the Year 2012. <http://www.jbg.gov.my/index.php?option=com_docman&view=docman&Itemid=237&lang=en>

(13) 1956年にアジア法律諮問委員会（Asian Legal Consultative Committee）として設立された国際機関で、主に国際法に関する諸問題を審議し、加盟国に勧告する。1955年に開かれたバンドン会議の成果の一つに挙げられる。1958年にアジア・アフリカ法律諮問委員会、2001年にアジア・アフリカ法律諮問機関（Asian-African Legal Consultative Organization）と改称され、現在は47か国が加盟している。詳しくは、Asian-African Legal Consultative Organization Website. <<http://www.aalco.int/scripts/view-posting.asp?recordid=1>>を参照。

(14) Report on the AALCO's Regional Arbitration Centres. <[http://www.aalco.int/userfiles/File/Arbitration 2012.pdf#search='KLRCA+annual+report'](http://www.aalco.int/userfiles/File/Arbitration%202012.pdf#search='KLRCA+annual+report')>

(15) Annual Report 2011, Financial Mediation Bureau. <http://www.fmb.org.my/pdf/annual_rep_2011.pdf>

どまっている⁽¹⁶⁾。

また、離婚手続における和解勧試の機関として、教会その他の宗教団体が選択される場合もあり⁽¹⁷⁾、宗教団体が調停サービスを制度として提供する例も存在する。さらには、村落共同体におけるコミュニティ調停も一般的である⁽¹⁸⁾。

II 調停法の概要

調停法は、全7章、20か条からなる。第1条から第4条までは、総則的な規定であり、法律の略称、適用除外、用語の定義、訴訟・仲裁手続との関係等を定める。第5条から第14条までは、調停の手続に関する規定であり、調停の開始、調停合意、調停人の選任及び解任、調停の実施手続、調停の終了について定める。第15条及び第16条は、守秘義務及び秘匿特権 (privilege) についての規定、第17条から第20条までは、雑則である。

1 適用範囲及び訴訟等との関係

調停法において、調停とは、「紛争に関し当事者が合意に達するのを援助するため、調停人が当事者間の協議及び交渉を促す自発的な過程」をいう (第3条第6項)。しかし、このように定義される調停のすべてについて調停法が適用されるわけではなく、①付表に掲げる事項に関する紛争、②裁判所に訴えが提起された民

事事件について裁判官、治安判事又は裁判所職員により行われる調停及び③法律扶助局により行われる調停には適用されない (第2条)。

このうち①については、付表に11項目が列挙されており、連邦憲法の効力に関する手続、差止めに関する手続、選挙に関する申立て、1960年土地取得法に基づく手続、連邦憲法第128条に定める連邦裁判所の専属管轄権の行使を伴う手続、司法審査、上訴、再審、先住民裁判所における手続、刑事事件等について、調停法の適用範囲外であることを明らかにしている。③については、上述のように、2005年に改正された1971年法律扶助法の中に法律扶助局による調停についての規定が存在する (同法第29A条から第29F条まで) ことから、調停法の適用外となる。適用が除外される事項を特定したことにより、調停法の適用範囲が明らかになった。従前は調停サービスを提供する機関がそれぞれの内部規則で手続等を定め、又は機関によっては手続等に関するルールを定めていない状態であったが、調停法の施行により調停サービス全般を規律する通則が定められたことになる。

②で民事訴訟手続において裁判官等が和解を試みる場合を調停法の適用から除外しているのは、民事訴訟に関する法令 (例えば裁判所規則など) との抵触を避けるためである⁽¹⁹⁾。ただし、前述したように裁判上の和解について統一的に

(16) Annual Report 2012, Securities Industry Dispute Resolution Center. (http://www.sidrec.com.my/App_File/Image/assets/SIDREC_web.pdf)

(17) *op.cit.* (5)

(18) コミュニティ調停に関しては、北部マレーシアにおける村長及びイスラーム教指導者 (イマーム) へのインタビューを基にした James A. Wall Jr. and Ronda Roberts Callister, *Malaysian Community Mediation*, *The Journal of Conflict Resolution*, Vol. 43 No. 3, 1999, pp. 343-365 を参照。

(19) なお、マレーシアにおいては、マラヤ連邦時代の1952年に仲裁法が制定されて仲裁制度が発足、2005年にはUNCITRAL国際商事仲裁モデル法に基づいて新しい仲裁法が制定され、2011年に小改正を経て現在に至る。同法は、第32条において、仲裁手続中に当事者間で和解が成立した場合には、仲裁手続は終了し、場合によっては和解の内容を仲裁判断に記載することもできる旨を定めており、仲裁手続における和解を想定した規定となっているが、このように仲裁人が和解を試みる場合があるにも関わらず、調停法で仲裁手続における仲裁人による和解の試みを同法の適用から除外していない理由は不明である。なお、マラヤ連邦時代の法律のマレーシアにおける適用関係につき、注(8)参照。

定める法律はまだ存在しない。

紛争当事者は、民事訴訟手続又は仲裁の開始前に調停を行うことができるが（第4条第1項）、調停手続の進行中に訴えの提起又は仲裁の申立てをすることも可能であり、調停により訴訟手続又は仲裁手続が停止することもない（同条第2項）。したがって、調停及び仲裁、又は調停及び訴訟の同時進行が可能である。UNCITRAL 国際商事調停モデル法第13条が、調停合意をした当事者間において仲裁手続又は訴訟手続をしない旨の明示的な合意がある場合には、仲裁廷又は裁判所はその合意を遵守しなければならないと定めるのに比べて、調停法第4条は、訴訟手続及び仲裁手続の開始を何の限定もなく認めており、調停合意の実質的意味と訴権とのバランスに配慮した規定とはなっていない。

2 調停手続

調停手続は、紛争の相手方に調停の申出をした当事者が、その申出に対する承諾を受領したときに開始する（第5条第4項）。すなわち、調停法の適用の対象となる調停は、当事者の合意により自発的に行われるものであることを明らかにしている。調停の開始時について定めることが実質的な意義を有するのは、調停の開始による時効の中断や停止といった効果を認める場合であるが、時効については調停法には規定がない（なお、仲裁の開始による時効中断効については、1953年時効法²⁰第30条に定めがある）。調停手続が開始したときは、当事者は、紛争を調停に付する旨の合意、調停人の選任、当事者が負担すべき費用等を定めた合意書を作成しなければならない（第6条）。調停人は、原則として1人で（第7条第4項）、調停に関する適切な資格、能力若しくは経験を、訓練若

しくは高等教育を通じて得た者又は調停に関する機関が定める資格要件を満たす者でなければならない（同条第2項）。ただし、調停人の資格に関する具体的な基準については、調停法は定めていない。また、民間事業者による調停を政府が認証することに関する規定も設けられなかった。当事者は、調停人の選任について調停に関する機関に援助を求めることができる（同条第3項）。これは、当事者が調停人の選任について合意できない場合の選任方法を定めたものである。調停人としての選任の申入れを受けた者は、選任を受ける前に、通常人であれば調停人の不偏性に影響を及ぼすおそれがあると認める事情を開示しなければならない（同条第7項）。ただし、当該事情が調停人の選任後に発生した場合における調停人の当該事情の開示義務については規定がない。また、調停人は、報酬を受けることができる（同条第8項）。当事者は、調停人が同法第7条第2項に定める資格を失ったときや、調停手続の対象である紛争に金銭的又は個人的な利害関係を有することが明らかになったときは、調停人を解任できるほか、その他の理由によっても、その理由を告げて調停人を解任できる（第8条）。

調停人は、調停の実施にあたり、独立性と不偏性が要求される（第9条）。調停手続においては、調停人は、当事者に対して、紛争に関する事実についての陳述書その他の書面の提出を求めることができる（第10条）。調停人は、当事者双方と同時に又は各自と個別に面会することができ、調停の手続は原則として非公開である（第11条第1項）が、当事者の一方は調停人の同意を得て、調停人は両当事者の同意を得て、それぞれ当事者以外の第三者を手続に参加させることができる（同第2項）。これらの規定は、これまで調停の実務において広く認められた原

²⁰ マラヤ連邦法第254号。マラヤ連邦法の適用につき、注(8)参照。

則を明文で定めたものである。

第12条は、調停手続が終了する時点について定める。調停が成功し、当事者が和解合意に署名した場合には、これによって調停手続が終了する（同条a）。調停人が、調停についてこれ以上の努力をしても、もはや満足できる結果を期待できない旨を、当事者に対して書面で宣言した場合には、調停が打切りとなり手続が終了する（同条b）。当事者の全員が、調停人に対して調停手続を終了する旨の書面による宣言をしたときも、調停手続は終了する（同条c）。当事者の一方による調停の打切りも認められている（同条d(i)）。調停の申立ての取下げ（同条d(ii)）、当事者の死亡（同条d(iii)）によっても調停手続は終了する。

3 和解合意

調停が成功して和解が成立したときには、和解合意書が作成される（第13条第1項）。当事者は、和解合意書に署名し、調停人が認証する（同条第2項及び第3項）。和解合意は、当事者を拘束する（第14条第1項）が、通常の和解契約を超える執行力は認められていないため、任意の履行がないときに、和解合意の内容を実現するためには、訴訟等を経て強制執行の申立てをしなければならない。しかし、同じ紛争について訴訟が係属している場合には、和解合意の内容を同意判決⁽²¹⁾又は判決に記載することができ（同条第2項）、この場合には、判決としての執行力が認められることになる。

4 守秘義務及び秘匿特権

第15条は、守秘義務について定める。調停に関するあらゆる陳述は、開示が禁じられる（第15条第1項）。第11条で定めた手続の非公

開性をより実質的にし、調停の利用を促進するための規定である。ただし、当事者双方の合意がある場合、情報を提供した当事者の同意がある場合、法律の定めにより和解合意の履行又は執行のために開示が必要とされる場合は、守秘義務の例外として開示が認められる（同条第2項）。ここでいう「陳述」とは、調停手続の中でなされた口頭又は書面による陳述のほか、調停に関してなされたあらゆる陳述、調停手続の開始、続行、終了等のためになされたあらゆる陳述を含む（第3条第3項）。なお、当事者の一方から得た情報について、他の当事者に開示することができるかどうかについては、調停法には定めがない。

また、調停についてのあらゆる陳述は、秘匿特権の下にあり、いかなる手続においてもディスカバリ（開示）の対象にならず、証拠としても許容されない（第16条第1項）。これは、調停手続において当事者が和解の努力をする過程で、それまで争っていた事実について自白したり、自己に不利な陳述をしたりする場合があることから、調停が不調になって仲裁や訴訟の手続が開始したときに、それらの陳述が相手方から自由に提出されるのを防止するために、その証拠能力を否定したものである。これにより、当事者は安心して調停を利用することができる。ただし、当事者、調停人及び手続に参加した第三者が秘匿特権を書面で放棄する場合、それらの陳述が1950年証拠法⁽²²⁾の定める公的文書による場合、陳述が開示されなければ身体に対する傷害又は犯罪を引き起こすおそれのある場合、陳述が犯罪の計画、企て、実行又は隠ぺいのために用いられ、又は用いられようとしている場合等には、例外的に開示の対象となり、又は証拠として採用することができる（同条第2項）。

(21) 通常は裁判上の和解が成立した際に、和解の内容を記載して判決に代えるもの。日本では和解調書に記載することで判決と同一の効力を与えるが、マレーシアは、同意判決をするという手続を採用する。

(22) マラヤ連邦法第56号。マラヤ連邦法の適用につき、注(8)参照。

また、本条の定める証拠能力の制限は、「いかなる手続においても」という文言から分かるように、調停手続の対象となった紛争がその後仲裁や訴訟に移行した場合だけではなく、調停手続の対象である紛争とは別個の仲裁や訴訟にも適用される。

おわりに

以上、マレーシアにおける調停の実情及び調停法について概観した。多くの英連邦諸国と同様、マレーシア法曹界においても伝統的に当事者対抗型の仲裁や訴訟が紛争解決の主な手段とされ、当事者協調型の調停はあまり利用されていなかった。また、クアラルンプール仲裁地域センターが存在することからも分かるように、仲裁については長い歴史を有しているものの、調停制度の歴史は浅い。近年になって、上

述のように裁判所における調停の重要性が高まりつつあり、また行政や専門家、業界団体による調停も1990年代から活発化してきた。これらの様々な調停のうち、調停法は、まず裁判所外で行われる調停を対象に通則の確立を目指した。調停人の資格の基準を定めること、調停事業者の認証制度を設けて時効の中断等の効果を定めることには至らなかったものの、調停手続や守秘義務、秘匿特権等を一定程度明確化するという目的は果たしたといえる。施行から約1年が経った今、調停をめぐる状況の変化が注目される。

参考文献

- ・ Mohammad Naqib Ishan Jan and Ashgar Ali Ali Mohamed, *Mediation in Malaysia: The Law and Practice*, Petaling Jaya: LexisNexis, 2010.

(さかの いっせい)